

● 資格取得及び喪失・掛金等

共済組合員について

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付)

022-211-3676

共済組合の資格取得及び喪失については、下表のとおりです。該当する方は所属所を経て、事実発生から5日以内に共済組合に必要な書類を提出してください。資格を取得した方は、データ登録後、関係機関で情報登録が完了し、マイナ保険証が使用できるようになります。また、データ登録完了をお知らせするため、所属所を経て「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、マイナ保険証がない組合員及び被扶養者には「資格確認書」を交付します。

資格取得	対象者	一般組合員	・公立学校の教職員及び事務職員 ・県教育庁及び教育機関の職員 ・公立学校共済組合宮城支部の職員 ・再任用フルタイム職員
		短期組合員	・臨時的任用職員 ・再任用短時間職員 ・任期付短時間職員 ・フルタイム会計年度任用職員 ・パートタイム会計年度任用職員 ※上記対象者で2月を超えて任用される者等、資格取得要件あり（支部HP参照）
	提出書類	職員に採用された場合・一般組合員資格取得等届書★又は短期組合員資格取得等届書★ 他共済から転入の場合・一般組合員資格取得等届書(転入)★又は短期組合員資格取得等届書★	
資格喪失	添付書類	・個人番号記入様式★ ・発令通知書の写し ・労働条件通知書等（1週間の所定労働時間等が分かるもの（短期組合員のみ）） ・年金加入期間等報告書★（一般組合員のみ） ・基礎年金番号を確認できるものの写し（一般組合員のみ） ・年金受給者再就職届書（共済組合から老齢・退職・障害年金のいずれかを受給している一般組合員）	
	対象者	・組合員資格を喪失（退職又は死亡）した場合 ・他支部又は他共済（欄外※）の組合員となる場合	
	提出書類	一般組合員	・組合員異動報告書（退職・死亡・転出用）★ ・一般組合員退職届書★ ※死亡退職及び種別変更時は提出不要 ・その他の書類（年金受給権者のみ） 年金受給権者によっては、一般組合員退職届書の他に提出書類が必要な場合があります。該当する方には、給付班から書類を所属所あてに送付します。
		短期組合員	・組合員異動報告書（退職・死亡・転出用）★ ・短期組合員退職届書★
	添付書類	交付されているすべての証を添付してください。 資格確認書（交付されている方のみ）／限度額適用認定証／特定疾病療養受療証 ※任意継続組合員となる場合も返却する必要があります。	
再交付	その他	定年退職後、常勤再任用となる方は、一般組合員資格が継続となりますので、資格喪失の手続きは不要です。再任用短時間等で短期組合員になる方は、「種別変更」となりますので、短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★を提出してください。	
	提出書類	・資格確認書等（再）交付申請書★	
	提出書類	・短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★	
	提出書類	・短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★ （注）短期組合員(会計年度任用職員)のみ提出（異動先の所属所より提出）	
	提出書類	組合員の場合・氏名変更住所変更訂正申告書★ 被扶養者の場合・記載事項変更申告書★	
任意継続組合員資格取得	対象者	退職日の前日までに引き続き1年(退職日を含めて1年と1日)以上組合員であった者 任意継続組合員の被扶養者の要件は、在職中と同様です。 在職中の被扶養者については、引き続き認定されますので、再度手続きする必要はありませんが、取り消しをする場合は手続きが必要になります。	
	提出書類	・任意継続組合員申出書★	
	加入手続等	退職の日から起算して20日以内に申出るとともに任意継続掛金を払い込むこと。 任意継続掛金＝標準報酬月額×定款で定める率 （標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と全組合員の平均標準報酬月額の少ない方の額）	
任意継続組合員資格喪失	対象者	(1) 任意継続組合員になってから2年を経過したとき (2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき (3) 他の健康保険等に加入したとき (4) 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき (5) 死亡したとき (6) 再任用職員（フルタイム）、短期組合員（臨時的任用職員等）に採用されたとき （公立学校共済組合の組合員になったとき）	
	提出書類	任意継続組合員資格喪失申出書(上記対象者(1)、(2)以外の場合)★	

※ 「他共済」・・・地方職員共済組合、仙台市職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等